漁業許可証が届き次第、許可番号を
那賀川河川事務所 管理課へ報告してください。

徳島県発行の「うなぎ稚魚漁業許可証」を取得される方が対象

令和　　年　　月　　日

国土交通省四国地方整備局
那賀川河川事務所長　殿

（届出者）
（住　所）　徳島県

氏　名（ふりがな）　　㊞
電　話

河 川 敷 一 時 使 用 届 出 書
（シラス桟橋等設置用）

１．河川敷使用目的　　シラス採捕用桟橋等の設置

２．場所　　シラス桟橋等を設置する場所、下記のいずれかに〇を記入
（　　）那賀川 左岸
（　　）那賀川 右岸（辰巳工業団地側）
（　　）派川那賀川、桑野川

３．所属　　うなぎ稚魚漁業許可証の申請を行う、下記のいずれかに〇を記入
（　　）那賀川漁協連合会（　　）福村漁協（　　）阿南中央漁協

４．使用範囲　　幅４ｍ以内／１基

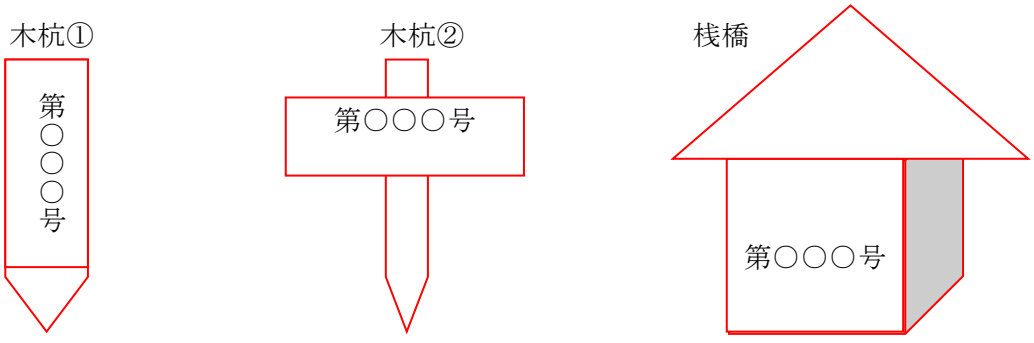
５．使用期間　　令和８年１２月６日 正午１２時　～　令和９年５月１５日まで

■留意事項　河川の使用にあたっては、届出内容及び以下の事項を遵守します。

１．シラス桟橋等には、「うなぎ稚魚漁業許可証番号」をわかりやすい場所に表示します。
（木杭等も含む）

【漁業許可証番号の表示例】「第〇〇〇号」

【記載例】



２．定められた禁止区間にはシラス桟橋等を設置しません。
３．シラス桟橋等に船、浮き桟橋、筏等を係留しません。
４．この届は排他独占的な河川使用の許可ではないことから、他の河川利用者との利用調整を十分図り、必要な安全対策を行います。
５．使用場所付近の敷地を改変せず、施設も傷つけないよう注意します。
６．後片付け等の河川の美化・河川環境保全に万全を期し、ゴミは持ち帰ります。
７．使用中は事故等がないよう十分注意します。
８．周辺住民や他の河川利用者に迷惑をかけないよう十分注意し、苦情が出た際には、速やかに届出をした者の責任において処理します。
９．河川管理者(国土交通省)が必要に応じその場所を使用する場合は､早急に明け渡します。
10．河川管理施設を損傷した場合は、速やかに那賀川河川事務所に届け出て、その指示に従います。また、当該河川管理施設の現状復旧に要する費用は、全て当方が負担します。
11．使用中は、気象情報に留意し、出水等の恐れがある場合は使用を中止し、自らの責任において対処します。なお、簡易工作物がある場合は速やかに撤去します。
12．使用が原因し、第三者に損害を与えた場合、当方が解決にあたります。
13．使用にあたり、事故（異常）等が発生した場合は、下記まで連絡します。
※那賀川河川事務所管理課 TEL:0884-22-6592（管理課直通）
※河川やダムの情報をインターネットや携帯電話で知ることができます。
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ　http://www.river.go.jp

■河川敷一時使用届出書（シラス桟橋等設置用）の受理に際しての留意事項

・河川敷一時使用届出書（シラス桟橋等設置用）の受理は、徳島県発行の「うなぎ稚魚漁業許可証」を取得される方を対象とします。
尚、届出書受理後に｢うなぎ稚魚漁業許可証｣を取得されていない事が判明した場合は、受理を取消し、提出された届出書を返還します。

・徳島県、阿南警察署と連携し、暴力団関係者※からは届出書を受理しません。
尚、届出書受理後に暴力団関係者と判明した場合は、受理を取消し、提出された届出書を破棄します。

※暴力団関係者
１）暴力団員等（徳島県暴力団排除条例（平成 22 年徳島県条例第 40 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である者。
２）暴力団（暴排条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した者。
３）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した者。

【禁止行為の例】
・シラス桟橋等設置禁止区間への桟橋の設置（船等による川側から進入）。
・河川管理施設の損傷。
・撤去期限を過ぎたシラス桟橋等の放置など指示に従わないもの。

記入例　※下記の赤書き４箇所を記入して下さい。

漁業許可証が届き次第、許可番号を那賀川河川事務所 管理課へ報告してください。

徳島県発行の「うなぎ稚魚漁業許可証」を取得される方が対象

届出する日を記入 →　令和 8 年 11 月 ○○ 日

国土交通省四国地方整備局
那賀川河川事務所長　殿

届出者の住所，氏名（ふりがな），電話番号を記入 →

（届出者）
（住　所）　徳島県　○○市○○町○○丁目○○番地
○○○○　○○○○
氏　名（ふりがな）　○○　○○　㊞
電　話　○○○－○○○－○○○

河 川 敷 一 時 使 用 届 出 書
（シラス桟橋等設置用）

１．河川敷使用目的　　シラス採捕用桟橋等の設置

２．場所　　シラス桟橋等を設置する場所、下記のいずれかに○を記入

シラス桟橋等を設置する場所に○を記入 →
（ ○ ）那賀川 左岸
（　　）那賀川 右岸（辰巳工業団地側）
（　　）派川那賀川、桑野川

３．所属　　うなぎ稚魚漁業許可証の申請を行う、下記のいずれかに○を記入

うなぎ稚魚漁業許可証の申請を行う場所に○を記入 →
（ ○ ）那賀川漁協連合会（　　）福村漁協（　　）阿南中央漁協

４．使用範囲　　幅４ｍ以内／１基

５．使用期間　　令和８年１２月６日 正午１２時　～　令和９年５月１５日まで

■留意事項　河川の使用にあたっては、届出内容及び以下の事項を遵守します。

１．シラス桟橋等には、「うなぎ稚魚漁業許可証番号」をわかりやすい場所に表示します。
（木杭等も含む）

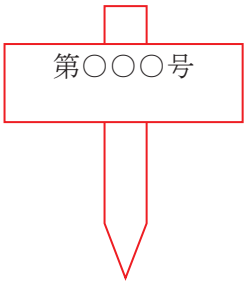
【漁業許可証番号の表示例】「第○○○号」

【記載例】

木杭①



木杭②



桟橋

